

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「損害賠償の額の決定について」に対する意見）

学校人事課

1 概 要

令和 7 年第 1 回沖縄県議会に知事が提出した議案「損害賠償の額の決定について」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和 7 年 2 月 4 日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第 7 条第 1 項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「損害賠償の額の決定について」の概要

- （1）平成 30 年度から令和 4 年度までに退職した職員のうち 13 名について、退職手当の調整額を加えず本来支給すべき額よりも過少に支給していたことが令和 5 年度に判明し、令和 6 年 2 月までにその差額を支給した。
- （2）民法第 415 条においては、債務者がその本旨に従った履行をしないときは債権者はこれによって生じた損害の賠償を請求することができるとされており、退職手当の支給日の翌日から差額を支給した日までの遅延損害金の請求がある。
- （3）債務者である県は、本来支給すべき額の支給に係る遅延について、民法第 419 条に基づく損害賠償として、総額 1,538,290 円を支払う必要がある。

【参考：民法】

第 415 条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。～以下略

第 419 条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。～以下略



3 臨時代理した意見の内容

議案「損害賠償の額の決定について」は、異議がない旨を回答した。

提出議案の概要

【教育委員会】

【議案名】

乙第 37 号議案 損害賠償の額の決定について

【議案提出の理由】

法律上県の義務に属する損害賠償額を定めるためには、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事案概要 平成 30 年度から令和 4 年度までに退職した職員のうち 13 名について、退職手当を過少に支給したことにより、その差額分の支給遅れに伴う遅延損害金が生じた。
- 2 支払対象者 退職した職員等 13 名
- 3 損害賠償額 1,538,290 円

【説明】

経緯・概要

- 1 平成 30 年度から令和 4 年度までに退職した職員のうち 13 名について、退職手当の調整額を加えず本来支給すべき額よりも過少に支給していたことが令和 5 年度に判明し、令和 6 年 2 月までにその差額を支給した。
- 2 民法第 415 条においては、債務者がその本旨に従った履行をしないときは、債権者はこれによって生じた損害の賠償を請求することができるとされており、退職手当の支給日の翌日から差額を支給した日までの遅延損害金の請求がある。
- 3 債務者である県は、本来支給すべき額の支給に係る遅延について、民法第 419 条に基づく損害賠償として、総額 1,538,290 円を支払う必要がある。

○民法

第 415 条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。～以下略

第 419 条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。～以下略

当該期間に係る遅延損害金

退職手当支給日翌日

差額支給日



損害賠償の額の決定について

退職手当の額の算定の過誤による損害に関する損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 件 名 退職手当の額の算定の過誤により損害を与えた件

2 当 事 者 損害賠償請求者 別紙のとおり

損害賠償支払者

那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県

3 損害賠償額 1,538,290円

損害賠償請求者別の明細は、別紙のとおり

令和7年2月 日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

法律上県の義務に属する損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、議案を提出する理由である。

別紙

[illegible]